

社会保障審議会医療部会

荒井奈良県知事意見

平成 25 年 10 月 4 日

1. 医師確保対策について

(1) 「医師確保対策」を有効に確立するためには、①地域・診療科間の「偏在」の客観的資料による把握、②医師を適正配置できる有効な手段の導入、

③都道府県への実効的な権限の付与が不可欠であり、それらが明確になって初めて有効な地域医療ビジョンが成り立つものと存じます。

しかしながら地域ごとに異なる医師偏在の実情と、総じて弱体な地域の医師供給・配置の機能を前にすると、ゴールが相当遠くに見えます。今後さらに、都道府県の実務者との議論、厚生労働省との真摯な協議を重ねつつ、有効な医師確保対策が確立できるよう努力をしたいと思います。

(2) これまでも、地域医療対策協議会の設置・運営、医療計画への記載など、医療法の枠組みの中で、医師確保対策が図られてきましたが、その効果は充分とは言えなかったと思われまます。この度、地域医療対策協議会で定めた取組を実効的にする機能として、地域医療支援センターを法律上位置づけ、有効な医師適正配置のために都道府県知事が医師派遣の要請をする権限を創設したり、協力義務の対象とする医療関係者の範囲を拡大するなどのご提案は高く評価をいたします。

(3) また、このような法律上の権限付与とともに、その他関連する措置を併せて実行することが、医師確保対策の有効性を高めるものと思料します。

例えば、平成 27 年度から実施される臨床研修医制度の見直しの検討の中で、僻地医療の拠点病院や僻地の診療所での研修を必修化することや、国で検討されている専門医の認定制度において、専門医資格の取得又は継続の要件に地域医療への貢献を加えることなどは、医師の地域偏在の是正に寄与するとともに、医師個人の医師としての巾を持たせる効果もあるものと思料します。

さらに、修学資金制度は、その充実と制度運用の工夫を図ることにより、良き医師の育成に役立つとともに、医療機能の分化にも資するものと思料します。

2. 看護師確保対策について

(1) ご提案されている、業務に従事していない者の都道府県ナースセンターへの届出制度は、潜在看護師に対する再就職斡旋の観点から有用であると考えます。また、ナースセンターの機能強化策には賛成します。これらの制度・対策が有効に機能するためには、ハローワークとの連携、実務を担う人材の確保等を併せて行うことが必要と考えます。

(2) 看護師の職場は女性の多い職場であり、出産・育児・子の就学等による離職防止・復職支援策、働きがいをもてるキャリアパスの確立、スキルアップ研修などの支援策が業務継続の観点から重要です。女性看護師のワークライフバランスの確立に向けた取組に賛同します。

(3) 医師・看護師が不足する中で、医療資源を有効活用するために、チーム医療を推進していくことは重要です。そのためには、非医師による代替行為の範囲、チームによる医療行為の責任の所在の明確化などの論点を整理して、チーム医療の概念を法律上明確にするとともに、医療機関内での医療、在宅での医療、老健施設での医療行為など多様な現場の実情を踏まえたチーム医療のあり方について議論を深める必要があります。

3. 勤務環境の改善等について

(1) 医療機関における夜間勤務、超過勤務の実態を踏まえれば、良質な医療サービス提供の観点からも、一日も早い勤務環境の改善が必要と考えます。そのため、医療従事者の多様な働き方の導入、制度面での整備や、育休の取得しやすい環境整備に対する支援策を引き続き充実していく必要があります。

(2) 現在提案されている、医療勤務環境改善支援センター（仮称）の設置については、都道府県の実務者からはセンターの実効性に疑問の声が多く上がっています。センターについては「勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関にきめ細やかに支援を行う総合的かつ専門的な支援体制」の構築と説明されていますが、都道府県の役割は「改善策の助言・指導」といった曖昧なものに止まっています。また、具体的な勤務環境の改善には、労働基準などを所管する都道府県労働局との関係強化も必要です。まずセンターの設置ありきではなく、国、都道府県、医療機関等の役割分担について充分議論を深めるべきと考えます。

(3) なお、奈良県では、宿日直に関して、宿日直手当に加えて実務に応じて割り増し手当（時間外勤務手当）を支払っていますが、先日、奈良地方裁判所においては、宿日直に従事している「全ての時間において労働からの解放が保障されているとはいえない」等の事実認定を行い、宿日直中の全ての時間に割り増し手当を支払えとの判決がありました。今般の判決と全国の救急医療機関等での宿日直業務に対する時間外勤務手当の支払いの実態との乖離は大きく、救急医療の現場の混乱を危惧します。判決の根拠となった労働基準法に関する通達と空白の医療法上の勤務基準の齟齬を埋めるべく、早急に医政局、労働基準局の統一した見解を示していただき、そして必要であれば法的手当をされることを要望します。